

社会福祉法人羽黒百寿会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人羽黒百寿会（以下「法人」という。）定款第43条の規定により、法人の管理運営及び業務執行に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員の選任

(評議員選任候補者の選出)

第2条 評議員選任候補者は、次に掲げる区分により理事会において選出する。

(1) 学識経験を有する者 8名

(招集)

第3条 評議員選任委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(招集通知)

第4条 評議員選任委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。

ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(就任承諾)

第5条 選任された評議員は、理事長あて就任承諾書を提出しなければならない。

第3章 評議員会

(評議員会の招集等)

第6条 定款第12条第1項の規定により評議員会を招集しようとするときは、理事長は招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を、会議の開催日の1週間前までに書面をもって各評議員に通知しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は前記によらないことができる。

2 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席評議員への書面送付)

第7条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に、評議員会における審議の概要及び決議事項を記載した書面を送付しなければならない。

(議事録)

第8条 定款第14条第4項の規定により評議員会の決議があったものとみなす場合、社会福祉法施行令に規定する議事録の作成に係る職務を行った者を理事長とする。

第4章 役員を選任

(理事の選任)

第9条 定款第17条の規定による理事は、次に掲げる区分によって、評議員会において選任する。

(1) 学識経験を有する者 7名

(監事の選任)

第10条 定款第17条の規定による監事は、次の各号に掲げる区分によって、評議員会において選任する。

(1) 社会福祉法第45条の2第2項に規定する計算書類を監査し得る者 1名

(2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者 1名

(就任承諾)

第11条 選任された役員は、理事長あて就任承諾書に実印を押印し、印鑑登録証明書を添付して提出しなければならない。

ただし、役員が重任された場合、就任承諾書への実印の押印および印鑑登録証明書の添付は省略するものとする。

第5章 理事会

(招集)

第12条 定款第25条の規定により、理事会を招集しようとするときは、理事長は招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を、会議の開催日の1週間前までに書面をもって各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は前記によらないことができる。

2 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

3 定款第25条第2項の招集は常務理事が行う。

(欠席理事及び監事への書面送付)

第13条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に、理事会における審議の概要及び決議事項を記載した書面を送付しなければならない。

(議事録)

第14条 定款第27条第2項の規定により理事会の決議があったものとみなす場合、社会福祉法施行令に規定する議事録の作成に係る職務を行った理事を理事長とする。

第6章 報酬及び費用弁償

(報酬)

第15条 定款第22条に規定する報酬の支給の基準及び算定した額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第16条 理事、監事、評議員、評議員選任委員が定款またはこの細則に規定する職務を行ったとき、苦情解決第三者委員が職務を行ったときは別表2のとおり費用を弁償する。

(公表)

第17条 法人は、この細則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第7章 事務局及び職員

(事務局職員)

第18条 定款第29条の規定により、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局職員 若干名

- 2 事務局長は、理事長の命を受けて法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の指示を受けて事務に従事する。

第8章 事務の専決

(理事長の専決事項)

第19条 定款第24条の規定による理事長が専決できる日常の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 定款第29条第3項に掲げる職員以外の職員の人事に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、一件の予定価格が1000万円未満のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 災害その他緊急を要すると認められる事由による既定事業の変更及びそれに伴う補正予算に関する事のうち、一件250万円未満のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (9) 予算上の予備費の支出。
- (10) 定款第1条に掲げる事業の運営に関し定めた規程の変更。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第9章 補 則

(委任)

第20条 この細則に定めるものの他、必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この細則は、平成 元年10月 9日から施行する。

附則

この細則は、平成 7年 1月 1日から施行する。

附則

この細則は、平成 7年 9月23日から施行する。

附則

この細則は、平成13年11月27日から施行する。

附則

この細則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年11月22日から適用する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、変更後の第2条から第4条までの規定は、定款（平成28年12月27日議決）が認可された日から適用する。

附則

この細則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後の第8条の規定は令和3年6月24日から適用し、改正後の第14条の規定は令和3年6月9日から適用する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員等に対する年報酬額及び基準

区 分	基 準	年 報 酬 額
理 事	職員給与規程第10条別表第1中、5級1号給の額を所定勤務日数（21日）及び所定勤務時間（8時間）で除して得た額に、理事会開催時間（3時間）を乗じて得た額を1回当たりの金額とし年6回（理事会、理事協議会各3回）の開催の額。	30,000円
監 事		
理事長	職員給与規程第10条別表1中、5級1号給の額を所定勤務日数（21日）及び所定勤務時間（8時間）で除して得た額に、理事会開催時間（3時間）を乗じて得た額を1回当たりの金額とし年6回の開催と日常の業務（2時間の6回分）の額。	50,000円
常務理事	平成27年度鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例第6条別表1中、再任用職員2級の額とする。	月額 218,100円

注記

- 1 社会福祉法第44条第4項第3号に基づき選任された理事には報酬は支給しない。
- 2 前項の場合における給与及び旅費は、契約職員取扱規程及び旅費規程を適用する。

別表2 役員等に対する費用弁償額

区 分	費用弁償額
理 事	1回につき 5,000円 監査への出席（実施日ごと）につき 8,000円
監 事	
評議員	
評議員選任委員	
苦情解決 第三者委員	

注記

- 1 社会福祉法第44条第4項第3号に基づき選任された理事には費用弁償を行わない。